

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成21年1月22日(2009.1.22)

【公開番号】特開2007-237345(P2007-237345A)

【公開日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【年通号数】公開・登録公報2007-036

【出願番号】特願2006-64286(P2006-64286)

【国際特許分類】

B 25 C 1/06 (2006.01)

【F I】

B 25 C 1/06

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月28日(2008.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

締結具を打ち込むためのドライバブレードと、該ドライバブレードと一体又は別体に構成されたプランジャと、該プランジャに形成されたラックと、該ラックに噛合するピニオンと、該ピニオンを回転駆動する駆動手段を備え、前記ピニオンの回転によって前記プランジャ及び前記ドライバブレードを直線移動させて締結具を打ち込む携帯用打込機において、

前記ラックの打込開始時及び打込途中に前記ピニオンが噛合する部分Aの歯幅L1を、打込終了時に前記ピニオンが噛合する部分Bの歯幅L2よりも狭く(L1 < L2)設定したことを特徴とする携帯用打込機。

【請求項2】

前記ラックの歯幅を長さ方向に沿って少なくとも2段階に変化させたことを特徴とする請求項1記載の携帯用打込機。

【請求項3】

前記プランジャの両側部に溝状の減肉部を長さ方向に沿って形成したことを特徴とする請求項1～2の何れかに記載の携帯用打込機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項1記載の発明は、より具体的には、前記ラックの打込開始時及び打込途中に前記ピニオンが噛合する部分Aの歯幅L1を打込終了時に前記ピニオンが噛合する部分Bの歯幅L2よりも狭く(L1 < L2)設定したことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項3記載の発明は、請求項1～2の何れかに記載の発明において、前記プランジャの両側部に溝状の減肉部を長さ方向に沿って形成したことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項3記載の発明によれば、プランジャの両側部に形成された溝状の減肉部によってプランジャの更なる軽量化を図ることができる。